

# 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

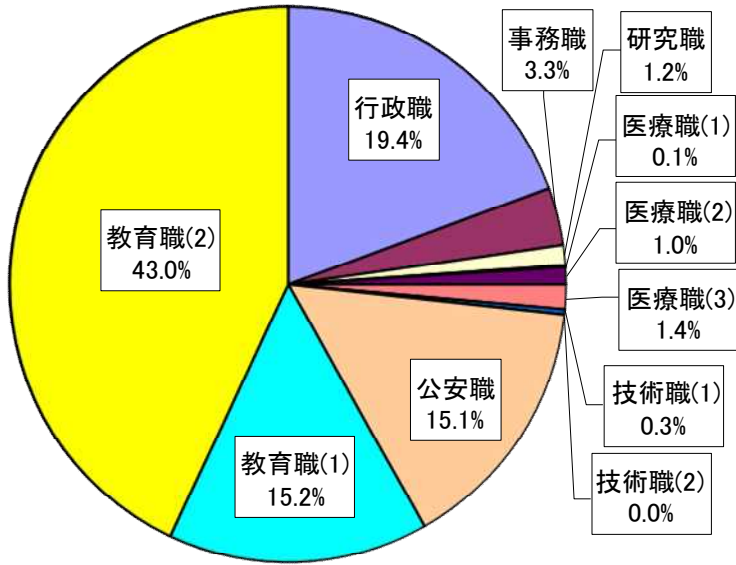
平成 29 年 10 月  
栃木県人事委員会

# 目次

	ページ
① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の手順	2
③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	3
④ 民間給与との較差に基づく給与改定	4
⑤ 本年の給与改定	5
⑥ 職員(行政職員)モデル給与例(扶養親族がない場合)	6
⑦ 最近の給与勧告の実施状況(行政職員関係)	7

## ① 給与勧告の対象職員

平成 29 年 4 月 1 日現在の給与勧告対象職員（再任用職員及び休職者等を除く。）は 22,220 人（平均年齢は 42.9 歳）であり、このうち、民間給与との比較を行っている行政職員（注）は、4,890 人（平均年齢 43.6 歳）で、全体の 22.0%となっています。  
また、教育職給料表適用職員については、58.2%と全体の半数以上を占めています。



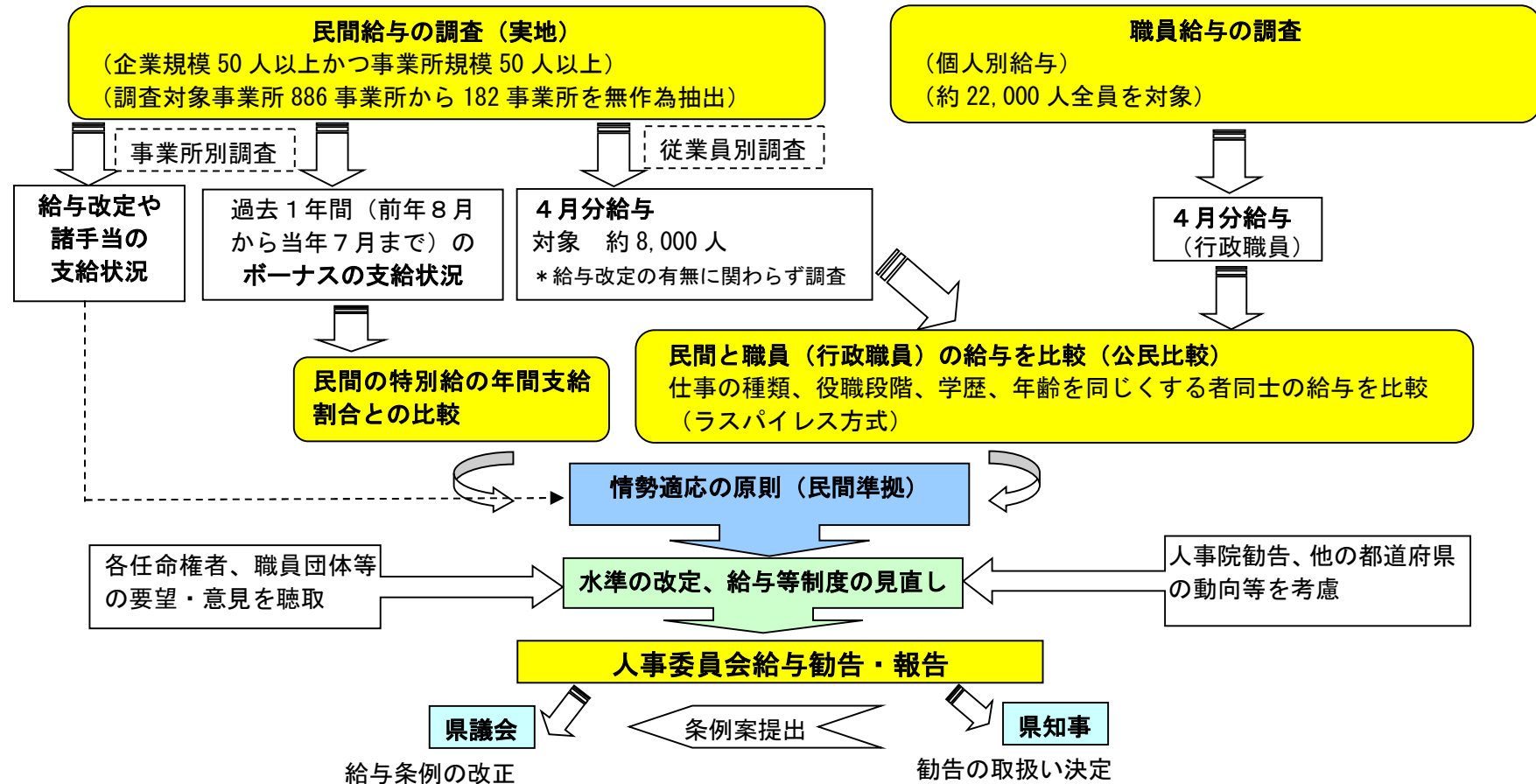
給料表	職員の例	職員数	平均年齢
		人	歳
行政職給料表	一般行政職員	4,306	43.0
事務職給料表	小・中・高校等の事務職員	740	43.4
研究職給料表	研究員	258	41.7
医療職給料表(1)	医師、歯科医師	28	50.6
医療職給料表(2)	薬剤師、栄養士等	225	41.6
医療職給料表(3)	保健師、看護師	316	42.4
技術職給料表(1)	学校栄養士	69	38.2
技術職給料表(2)	学校看護師	1	x
公安職給料表	警察官	3,353	37.1
教育職給料表(1)	高校、特別支援学校の教員	3,363	44.5
教育職給料表(2)	小・中学校、義務教育学校の教員	9,561	44.5
計		22,220	42.9

(注) 行政職員とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用を受ける職員（5,046人）のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び平成29年4月1日付け新規学卒の採用者（156人）を除いたもの

## ② 給与勧告の手順

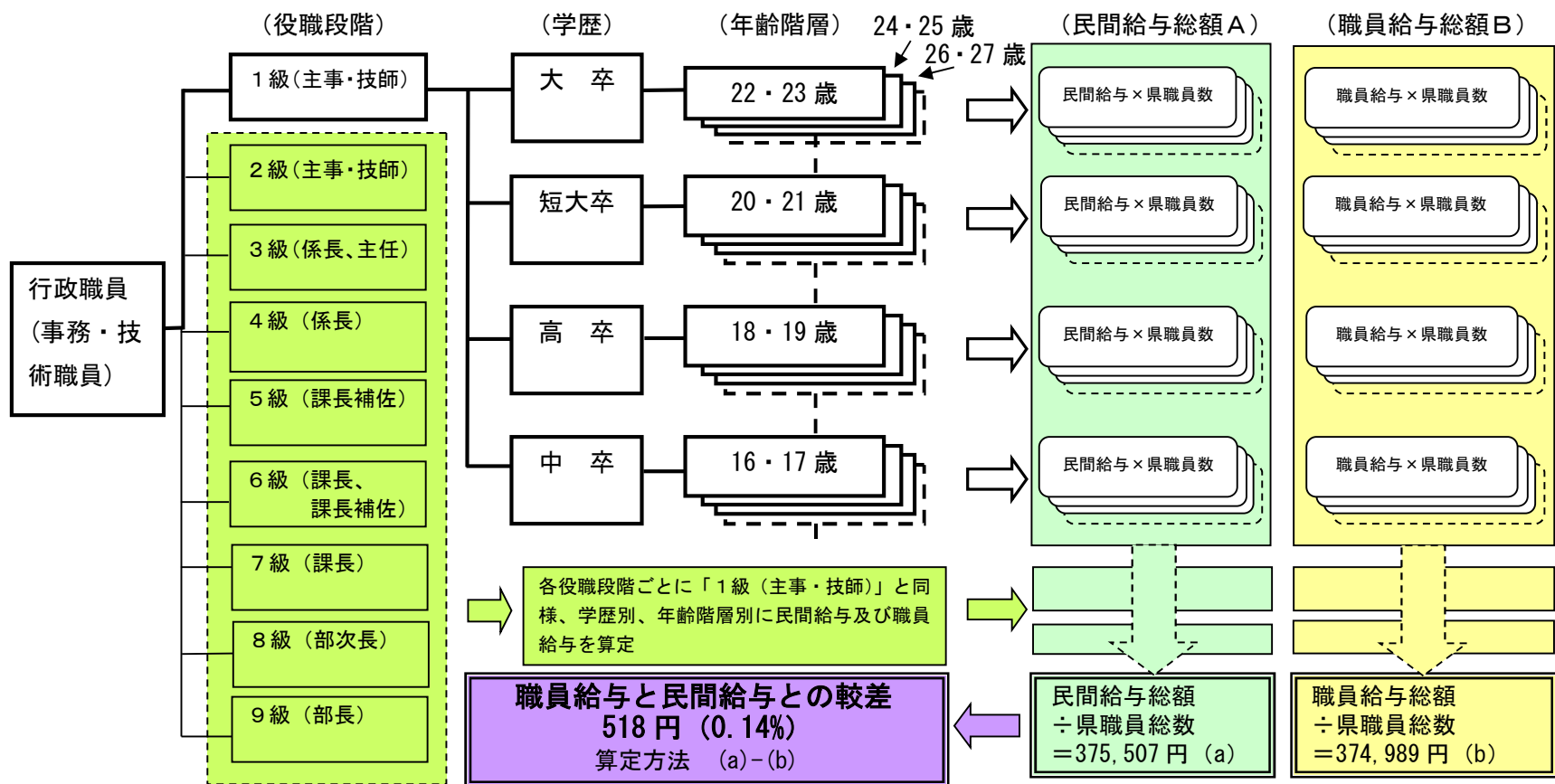
栃木県人事委員会では、職員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とし、人事院勧告の内容等を踏まえて、勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精密に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



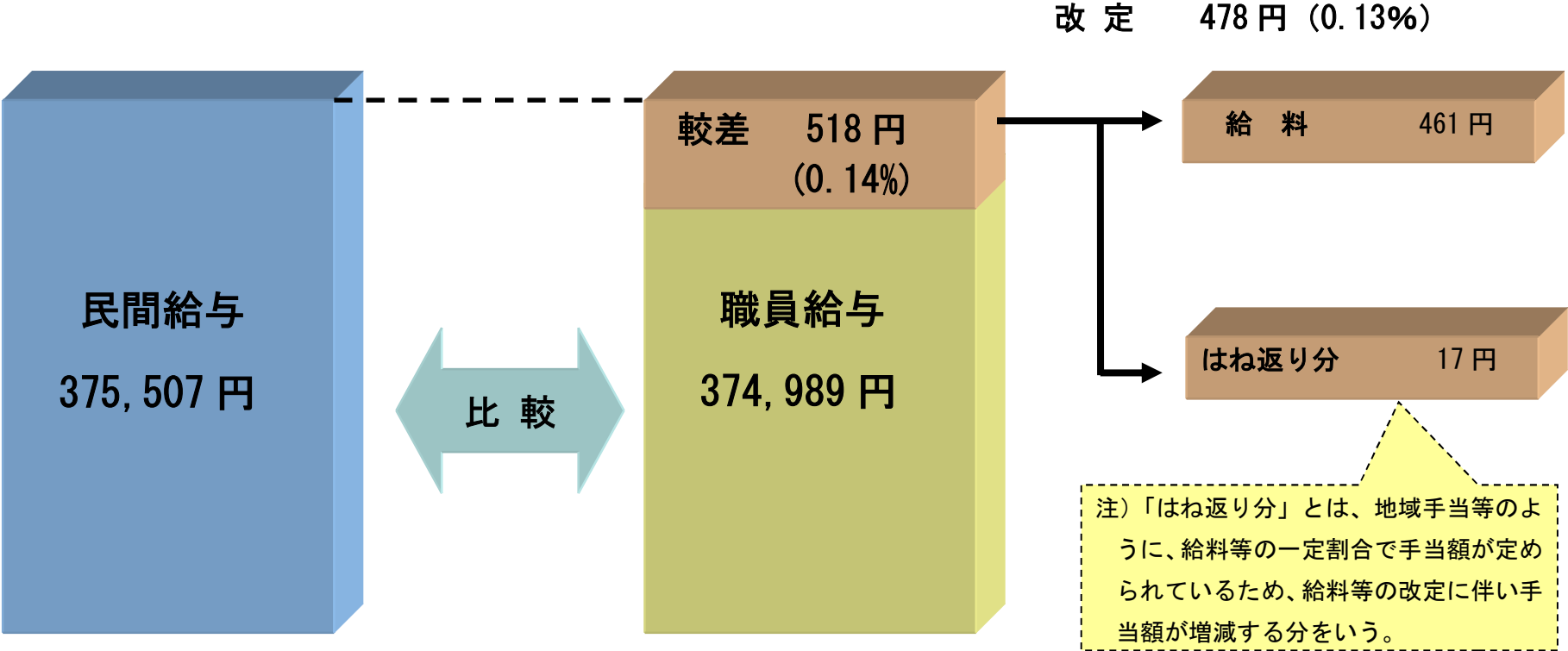
### ③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、職員給与の支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



#### ④ 民間給与との較差に基づく給与改定

本年の民間給与との較差、人事院勧告の内容等を踏まえて、以下のとおり、月例給の引上げを行うこととしました。



## ⑤ 本年の給与改定

### 1 給料表

#### (1) 行政職給料表

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

初任給 行政職員（大卒程度）185,800円（現行184,800円） 行政職員（高卒程度）151,500円（現行150,500円）

#### (2) その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に所要の改定

### 2 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

### 3 期末手当・勤勉手当

民間の年間支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ、4.40月に改定（現行4.30月）  
引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分

### 4 実施時期

平成29年4月1日

## ⑥ 職員（行政職員）モデル給与例（扶養親族がない場合）

（単位：円）

役 職	年 齢	勸 告 前		勸 告 後		年間給与額の差
		月 額	年 間 給 与	月 額	年 間 給 与	
主 事	25 歳	218,486	3,561,321	219,520	3,600,128	38,807
主 任	35 歳	303,005	5,004,126	303,832	5,049,684	45,558
係 長	45 歳	382,558	6,400,191	382,971	6,449,230	49,039
課長補佐	50 歳	416,593	7,059,163	417,006	7,114,117	54,954
課 長	55 歳	524,366	8,481,749	524,776	8,539,652	57,903
部 長	58 歳	622,787	10,542,968	623,197	10,621,816	78,848

（注） モデル給与例の月額及び年間給与は、給料月額、給料の特別調整額及び地域手当（3.45%）を基礎に算出

（課長：給料の特別調整額(79,700円)、部長：給料の特別調整額(114,700円)）

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当（配偶者10,000円、子1人につき8,000円）（平成29年度）を支給



### ⑦ 最近の給与勧告の実施状況(行政職員関係)

	月例給	特別給(ボーナス)		行政職員の平均年間給与	
	改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年	0.25%	4.95月	▲0.30月	▲10.7万円	▲1.6%
平成12年	0.11%	4.75月	▲0.20月	▲7.5万円	▲1.1%
平成13年	0.05%	4.70月	▲0.05月	▲1.9万円	▲0.3%
平成14年	▲1.95%	4.65月	▲0.05月	▲15.9万円	▲2.3%
平成15年	▲1.06%	4.40月	▲0.25月	▲17.6万円	▲2.6%
平成16年	勧告なし(注)	4.40月	—	—	—
平成17年	▲0.35%	4.45月	0.05月	▲0.3万円	▲0.04%
平成18年	0.49%	4.45月	—	3.2万円	0.5%
平成19年	1.01%	4.50月	0.05月	8.7万円	1.3%
平成20年	0.38%	4.50月	—	2.6万円	0.4%
平成21年	▲0.26%	4.15月	▲0.35月	▲16.1万円	▲2.4%
平成22年	▲0.28%	3.95月	▲0.20月	▲10.0万円	▲1.6%
平成23年	▲0.30%	3.95月	—	▲1.9万円	▲0.3%
平成24年	勧告なし(注)	3.95月	—	—	—
平成25年	勧告なし(注)	3.95月	—	—	—
平成26年	0.21%	4.10月	0.15月	7.3万円	1.2%
平成27年	0.47%	4.20月	0.10月	6.9万円	1.1%
平成28年	0.27%	4.30月	0.10月	5.6万円	0.9%
平成29年	0.13%	4.40月	0.10月	4.7万円	0.8%

(注) 平成16年、平成24年及び平成25年においては、給与水準改定以外の勧告あり。